

最高裁秘書第870号

令和8年3月16日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和8年3月9日に答申（令和7年度（最情）答申第70号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（最情）諮問第26号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年9月12日（令和7年度（最情）諮問第26号）

答申日：令和8年3月9日（令和7年度（最情）答申第70号）

件名：民事調停官又は家事調停官を退官した弁護士が再び採用を希望した場合の
裁判所の対応が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「民事調停官又は家事調停官を退官した弁護士が再び民事調停官又は家事調停官としての採用を希望してきたとしても一切採用しないことになっていることが分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年6月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張する。

しかしながら、最高裁判所においては、本件開示申出文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上作成又は取得する必要もない。

念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出

文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年9月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年1月16日 審議
- ④ 同年2月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を探索したが、存在しなかったこと、本件開示申出文書を作成する定めはなく、事務処理上作成する必要もないことから、本件開示申出文書は作成していないことを説明する。当委員会庶務を通じて確認した結果、調停官の制度は、弁護士任官の促進のための環境整備を図り、裁判官の給源を多様化するとともに、弁護士の有する多様な知識、経験や専門性を活用して、調停手続の紛争解決機能を一層充実強化し、ますます複雑困難化している調停事件に的確に対応する趣旨で設けられたものである。そして、民事調停官及び家事調停官の任命は、様々な事情を総合考慮して行われるものであり、本件開示申出文書のような内容を定めた文書を保有していることをうかがわせる事情は認められなかった。これらの点からすれば、最高裁判所事務総長の上記の説明に不合理な点があるとは認められない。
- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長 戸 雅 子

委員 川 神 裕